

三重とこわか国体亀山市防疫対策要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における防疫対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 実施項目

防疫対策は次の事項を実施する。

(1) 予防・防疫に対する意識向上の啓発

感染の発生防止のため、大会に参加する選手・監督・役員・視察員・補助員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、予防・防疫意識の普及啓発を図る。

(2) 感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備するとともに、本市での流行状況を常に監視し、大会参加者等への情報提供および状況に応じて注意喚起に努める。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療が受けられるよう努めるとともに、感染のまん延の防止の為、法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策について、この要項を準用する。